給与・勤務条件に関する項目

諸施策の策定や実施に際し、今後とも、給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、大阪高教組と十分協議を行っていきたい。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制通信制修学奨励費については、大阪府の区域内にある公立高校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年の修学を奨励し、生徒の経済的負担を軽減することにより学業の継続を図り、中途退学の防止に資するため、修学奨励費の貸与を行っている。

事務手続きについては、平成26年度に入学した修学生より所得確認の対象者を本人及び同居家族（同一世帯に限る）から、本人及び保護者（親権者等）に変更し、提出書類も就学支援金又は奨学給付金で提出した書類の写しで可とするよう変更を行っている。

引き続き、事務手続きなどの運用面等については、研究していきたい。

教職員の負担軽減に関する項目

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成27年度より賃金職員の活用により対応することとしたもの。

令和４年度以降の事務処理体制については、令和３年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応していく。

高等学校等就学支援金制度は、法律に基づき国が定めたいわゆる高等学校等の授業料無償化の制度。

　新入生は４月及び７月、以降の学年は毎年７月に申請することが定められており、制度の支給対象となった場合は、高等学校等の授業料を、国が生徒に代わって負担する。

　奨学のための給付金制度は、住民税所得割額が非課税の世帯、又は生活保護受給世帯を対象に、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、返還不要の給付金を支給する制度。

　この給付金制度は「生徒が当該年度の７月１日現在、就学支援金制度の支給対象となる学校に在学していること」が支給要件の一つであるので、毎年、就学支援金制度の７月申請の時期に合わせて、学校から生徒・保護者等にご案内いただいているところ。

　今後も、生徒・保護者等が、両制度の支給対象か否かをご判断しやすい資料作成のため、学校現場のご意見を拝聴していく。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。

高等学校課では、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、スクールカウンセラーとして公認心理師又は臨床心理士の資格を有する専門家を全ての府立高校に配置している。活動については、１回５時間、年間10回を基本に、主にケース会議等における教員へのコンサルテーションを行っている。また、生徒・保護者の状況に応じて外部機関等との連携を提案するなどしている。さらに、平成21年度より、臨床心理学等を専攻している大学院生の実習を府立高等学校で受け入れ、生徒の心のケアを支援しているところ。今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めていく。

日本語指導については、国の教職員定数改善計画等を活用して、本年度は８校に対して13名の教員を加配しているところ。定時制の課程については、非常勤講師を配置しているが、今後ともヒアリング等を通じて、各学校の実情をていねいに把握し、適切に対応していく。

帰国・渡日生徒の支援については、大阪府立学校在日外国人教育研究会（府立外教）と連携し、帰国・渡日生徒の学校への定着や進路実現に向けて、進路説明会や日本語指導をはじめとした帰国・渡日生徒の支援に努めているところ。また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター及び多言語学習支援員の配置を行っている。

今後も府立外教と連携し、在日外国人教育の経験・成果や幅広いネットワークを生かして、生徒交流会やスピーチコンテストの開催、また在日外国人教育に係わる諸課題について、研究やモデル的な取組みを行うなど、府立学校の在日外国人教育の推進に向けて、取組みを進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、エキスパート支援員として、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する専門家を全ての府立高校に配置し、また、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っているところ。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあり、令和元年度から「課題を抱える生徒フォローアップ事業」を拡充し、定時制課程15校及び通信制課程１校にスクールソーシャルワーカーを配置している。また、今年度から全ての府立学校がＳＳＷと相談できる機会を確保するため、府立学校向けＳＳＷ定期相談会を開催している。

今後、各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携促進の取組み等の成果について、フォーラムなどの機会を通して共有していく。

職場環境の改善に関する項目

すでに設置している空調設備については、令和２年度からの３年間で順次更新する予定であったが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、工事期間の確保が困難な状況であったため、今年度から順次更新していく。

　また、体育館空調については、熱中症対策として、令和元年度から５年間で、府立学校の体育館への空調設置を計画的に行っている。

　なお、休養室などへの空調機の設置については、現在の財政状況を踏まえると困難であり、今後の課題と考えている。

年次休暇に関する項目

勤務時間条例第13条第３項において、「年次休暇は、１日を単位として与える。ただし、職員から要求があった場合は、１時間を単位として与えることができる。」と規定されており、また、「１回の勤務に割り振られた勤務時間内において断続して与える時間単位の年次休暇は、１回の年次休暇として合算することができる。」こととしていることから、ご要求に応じることは困難。

学校の運営体制に関する項目

府教育庁では、府立学校の危機管理体制を確実なものにするため、各校に各種災害に応じた実効性の高い「防犯及び防災計画」等の作成及び提出を毎年求めている。

「防犯及び防災計画」においては、各校では自校の実情に応じ、災害対策本部の設置、教職員の配備体制の確立、児童生徒等の安全確保等について盛り込むこととしており、非常時の防災体制を整えている。

また、令和２年度に各校が作成した避難確保計画については、大阪防災士会に確認を依頼し、助言事項等を記載した二次避難場所確認表を作成いただいたところ。この確認表を基に、各校において、避難確保計画等を改善しているところ。

なお、災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、府域に非常配備が発令された場合、職員にはそれぞれの配備区分に従い、勤務する学校に参集し、各校が策定している「府立学校版業務継続計画（ＢＣＰ）」に記載されている非常時優先業務の内容をふまえ、対応することになる。

勤務時間外における災害等発生時の参集に関する府立学校教職員の行動については、「教職員防災必携」にて概要を示し、各校において教職員に携帯するよう通知している。

教職員の負担軽減に関する項目

更新講習を受講する際の服務上の取扱いについては、教員免許更新制運用開始に係る文部科学省通知を踏まえ、長期休業期間中等授業時間の割り当てのない時間等において更新講習を受講する際に、公務に支障のない範囲で、職務に専念する義務を免除することは差し支えない旨通知しているところ。

府立学校勤務時間規則において、「校長は、学校運営上必要があると認める場合は、職員の全部又は一部について、勤務時間の割振りを変えることができる」こととしていることから困難。